介護保険



訪問介護サービスの利用法

~ 利用できる?できない? ~

訪問介護サービスについて

訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスについて紹介します。

これらは利用者本人のためのサービスで、日常生活を送るために必要な援助を介護事業者が提供するものです。

ご利用の際は、ケアマネジャーまたは、あんしんすこやかセンター職員等に相談ください。



1.介護保険で利用できるサービス

(1) 身体介護について

身体介護は、本人が食事や入浴などの生活動作が十分にできず介助を必要とする場合に、 ケアマネジャーが作成する居宅サービス計画(以下、「ケアプラン」)に位置付けること により利用できるサービスです。

【具体例】

- ・排せつ介助(トイレの介助、おむつ交換)
- ・入浴の介助、身体の汚れのふき取り
- ・ 食事や服薬の介助
- ・起床や就寝の介助
- 着替えの介助や体位変換
- ・ 洗面、 化粧、 髪の手入れ

- 移動など生活動作の介助
- ・ 自立生活支援、重度化防止のための見守り
- 通院、外出√日常生活上必要なものに限る。

P.2の3(3)外出介助を参照。

(2) 生活援助について

生活援助は、一人暮らしの利用者が身体状況などにより自身による家事が困難な場合や、同居する家族などがヤングケアラー(※) または障害・疾病がある等、やむを得ない事情により家事をすることが困難な場合に、ケアプランに位置付けることにより利用できるサービスです。

※「ヤングケアラー」とは、一般に本来大人が担うと想定されているような家事や家族のお世話などを日常的に行っている子どものことです。

【具体例】

- 居室の掃除
- 洗濯
- ・薬の受け取り

•配下膳

- 調理
- ・日常品等の買物 など

2.介護保険で利用できないサービス

- ●利用者よりもその家族にとって都合がよくなる行為 または家族が行うことが適当であると判断される行為
- ●ヘルパーが行わなくても日常生活に支障がないと判断される行為
- ●日常的に行われる家事の範囲を超える行為

【具体例】

- 利用者以外のための洗濯や買い物、調理
- 利用者不在時のサービス提供
- 主として利用者が使用する居室以外の掃除
- ・単なる見守り(留守番)、話し相手
- 草むしり、花の水やり、植木の剪定
- 正月、節句のために特別な手間をかけて行う調理
- 来客の応接(お茶、食事の手配など)
- ペットの世話(犬の散歩など)
- 大掃除や窓のガラス磨き
- ・家屋(室内外)の修理、模様替え、ペンキ塗り

なと



3.注意事項等

(1) 医療行為

ヘルパーによる医療行為は基本的に認められていません。医療行為かそうでないかは明確な線引きが難しいため、判断に迷うことがあれば医師に相談してください。

(2) 金銭・貴重品の取り扱い

預貯金の引出しなど、金銭や貴重品の取扱いをヘルパーに依頼することはトラブルの原因となるためできません。生活必需品の買物に使用するために必要な金銭を一時的にヘルパーに渡す場合には、金銭管理台帳やノートへの記入、レシートや領収書の受領・保管など、トラブル防止に努めましょう。

※金銭管理に不安のある方は、P.4の「あんしん事業」をご覧ください。

(3) 外出介助の範囲について

- ●利用者の日常生活上必要が認められる援助 → 利用可 O
- ●ヘルパーが行わなくても日常生活に支障がないもの → 利用不可 ×



利用可 〇	利用不可 ×	条件により可能 △
通院(※1) 買物(※2) 選挙で投票所へ行くための介助 家族への見舞(頻繁でない場合)	ドライブ、カラオケ、 パチンコ、観劇、 お墓参り、冠婚葬祭、 お祭りなど地域行事への参加	介護保険施設等の見学 (※3) 行政機関への届出 (※3) 通所系サービスの送迎 (※4)
散歩同行 など	外食など	など

- (※1)原則として医療機関内での介助は除きます。
- (※2)日用品・生活必需品が対象となり、趣味嗜好に関するものは除きます。
- (※3) 家族による付き添いや介助ができない状況の時に限り利用可能です。
- (※4) <u>原則、利用できません。</u>しかし、利用者本人の心身状況や認知症等により常に移動中の見守り介護が必要または地理的状況により介助が必要とされるなど、サービス提供事業所による利用者への対応が困難な場合に限り利用が可能です。

(4) ハラスメントについて

近年、介護保険サービス利用者やそのご家族からヘルパー等の介護職員に対するパワー ハラスメントやセクシュアルハラスメント等のハラスメント行為が、発生していることが 明らかになってきました。

- ●身体的暴力…身体的な力を使って危害を及ぼす行為。 コップを投げる/殴る/蹴る/唾を吐く など
- ●精神的暴力…個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。 大声を発する/怒鳴る/特定の職員にいやがらせをする/「この程度できて 当然」と理不尽なサービスを要求する など
- セクシュアルハラスメント…意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないがらせ行為。

必要もなく手や腕を触る/抱きしめる/入浴介助中あからさ まに性的な話をする など

介護現場で働く職員が、安全に安心して働き続けられる労働環境を構築することが良質な介護保険サービスの安定的な提供につながります。

気持ちよくサービスが提供され、また、利用するためにも、介護職員と良好な関係を築いていただきますよう、利用者やご家族の皆様のご理解とご協力をお願いします。

4.介護保険以外のサービス

- (1)世田谷区社会福祉協議会
 - ① ふれあいサービス事業について





日常生活にお困りの方を対象とした「住民相互のたすけあい」による支援活動を行います。また、サービスを提供する会員は有償ボランティアとして、自分のできる範囲で活動しています。そのため、緊急の依頼や専門性の高い依頼等にはお応えできませんのでご理解、ご了承ください。

サービス名	サービス内容	利用料金
家事支援	日常生活でお困りの家事(掃除、洗濯、買物、食事作り等)のお手伝いをします。 また、ごみ出しのサービスもあります。	1時間あたり 1,000円 (※)
生活支援	見守り、話し相手、薬取り等のお手伝いです。	
外出支援	散歩、買物(同行)、通院、趣味などの外出のお手 伝いです。車いすの方もご利用いただけます。	

- ※ごみ出しはひと月1,000円、週2回までです。
- ※利用料金のほかに、年会費2,000円(3カ月以内の一時利用の場合1,000円)が必要です。
- ※協力会員交通費が別途かかる場合があります。

〈利用申込み〉

- ●ふれあいサービスを利用するためには会員登録が必要です。
- ●各地域社会福祉協議会事務所にお申込みください。(電話番号は次ページ) 担当職員が訪問し、相談に応じながら各種サービスの調整を行います。

【問い合わせ先】

世田谷地域社会福祉協議会事務所 TEL 03-3419-2311 FAX 03-3419-2354 北沢地域社会福祉協議会事務所 TEL 03-5787-8537 FAX 03-5787-8533 玉川地域社会福祉協議会事務所 TEL 03-3702-7777 FAX 03-3702-7861 砧地域社会福祉協議会事務所 TEL 03-5727-6101 FAX 03-5727-6103

② あんしん事業(地域福祉権利擁護事業)について

烏山地域社会福祉協議会事務所

判断能力が十分でない、または生活に不安のある高齢者や障害のある方の自宅を定期的に訪問し、福祉サービスに関する相談をお受けしたり、預貯金の払い戻し等の支援、 見守りを行います。

※利用料金 1時間あたり1,000円~(通帳を預かる場合、最初の1時間2,500円) 詳細は下記問い合せ先にご確認ください。

【問い合わせ先】

成年後見センター えみい TEL 03-6411-3950 FAX 03-6411-2247

(2) シルバー人材センター

●家事支援サービス等

個人家庭での清掃等を、プライバシーを守りながら行います。

※60歳以上の会員が作業を担います。条件によってはお受けできない場合があります。

※利用料金、内容等の詳細については、下記問い合わせ先にご相談ください。

【サービス一例】

- ●家事援助サービス
 - 個人家庭のみ
 - ・掃除、洗濯、買物 など
- ●あったかサポート
 - 65歳以上のひとり暮らし又は高齢者世帯のみ
 - ごみ出し、買物、簡単な家具の組立、解体、移動、 電球交換、電化製品の使い方説明 など
- ●除草(手作業)、植木の水やり、落ち葉掃き



TEL 03-5314-1891 FAX 03-5314-1893



【問い合わせ先】

世田谷区シルバー人材センター本部 TEL 03-3426-9211 FAX 03-3426-9506



【このチラシの発行元】

世田谷区 高輪福祉部 介護保険課 保険給付係

TEL: 03-5432-2646 FAX: 03-5432-3042

所在地 〒154-8504 世田谷区 世田谷4-21-27